

寄せられた意見概要と対応の方向性について

○開催概要

日時：令和2年2月4日（火）、7日（金） 両日共に18：00～
 場所：神田公園区民館4階 洋室A
 出席者：40名（延べ人数）

○意見概要と対応の方向性

（1）計画内容に関すること

意見概要	対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 荷捌きや配送用等の路上駐車が散見されるが、物流関係の駐車場の方針はどのようになっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般車とは異なる駐車需要があるという旨を認識しており、これまでも議論されています。一般車と同様に荷捌き駐車場についても附置義務制度がありますが、個々の建物ごとに設置されていても使い勝手があまり良くないことも指摘されているため、附置義務を緩和・隔地した際に納付いただく協力金を活用して、路上パーキングメーターの使い方の協議や荷捌き駐車場の配置の検討などの仕組みづくりを検討します。また、本制度は都市再生特別措置法という新たな枠組みのため、毎年の状況把握に努め、必要に応じて計画の見直しを図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 特別措置法ということは、本計画が適用できる地域は限られているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生緊急整備地域という秋葉原・神田周辺にて活用できる制度で、神保町や麴町では使えない仕組みです。本計画の運用状況を踏まえ、東京都と汎用的な活用可能性を検討していきたいと思えます。
<ul style="list-style-type: none"> 協力金はどの程度の金額を想定しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者用及び荷捌き駐車場の緩和については、1台当たり100万円を想定しています。一般車の緩和については、協力金は不要で想定しています。本制度は緩和の選択肢を設ける制度のため、協力金を納付せず、現状どおりに駐車場を計画することもできます。
<ul style="list-style-type: none"> 原単位の見直しについては、原単位が異なる全ての用途で一律50㎡の緩和を行うということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のとおりです。
<ul style="list-style-type: none"> 自動運転の普及や高齢化の進展による自動車需要と駐車場需要については、検討しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会背景の状況として認識しています。毎年の状況把握の中で情報を精査し、必要に応じて計画の見直しを図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の供給が過剰であることだが、利用を促進することは考えていないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 需要が少ないことも確認されており、利用促進だけでは状況が改善しないと考えられます。地区の特性上、事務所や商業用途について、自動車の利用は少ない状況です。一方で、荷捌き用や身体障害者用の駐車施設の周知や運用については、今後も課題だと認識しています。
<ul style="list-style-type: none"> 隔地により、駐車場を今まで以上に作る必要があるのか。（パンフレットの図4より） 	<ul style="list-style-type: none"> 総台数の緩和によって、既存駐車場の中に余剰ができ、その余剰分の駐車場が隔地駐車場になることを想定しています。新たに駐車場附置を強化することを意図した図ではありません。本制度の活用事業者の皆様からの協力金を活用して、荷捌き用や身体障害者用の駐車施設の課題解決を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 地区計画の区域と関連づけているとのことだが、現在は内神田一丁目しか決定されていないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に決定済みの内神田一丁目地区地区計画の区域に加え、現在策定手続き中の内神田南部地区地区計画の区域を対象としています。
<ul style="list-style-type: none"> 荷捌きについて、拠点から配達している事業者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な規模の物流事業者へのヒアリングを行っており、計画に反映しています。

（2）まちづくりに関すること

意見概要	対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 警察からパーキングメーターの設置依頼がある状況と本制度の駐車場附置義務の緩和について、整合性は図られているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> パーキングメーターは、駐車場ではなく、交通規制として定義されており、地域の要望や交通事情を踏まえて、警察が主体で検討しています。
<ul style="list-style-type: none"> 本制度の活用対象は、大規模開発を主眼としているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模開発については、周辺の駐車場を集約するために貢献していただくことを想定しており、本制度による大きな効果を得る対象は、附置義務の下下面積の切り上げや隔地を行うことのできる中小規模の建築物であると認識しています。
<ul style="list-style-type: none"> 内神田では地区計画もかけられているが、効果が見えにくい。本制度も同様に効果がないのではないかと危惧している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方のご意見として受け止めます。本制度は大規模開発を誘導するものではなく、現行の地区計画を尊重した個別建替を推進するための施策であると認識しています。
<ul style="list-style-type: none"> まちの将来像のイメージ図が内神田全体に広がることは考えにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のとおりですので、東西、南北に賑わい軸を設定し、メリハリをつけて機能の誘導を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 歩きやすいまちという目標として、都道402号の横断歩道設置は検討していないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方のご意見として受け止め、まちづくりの将来上の実現に向け、警察との協議を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 神田警察通りについてのアンケートが来ているが、連携を図っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本制度活用において、神田警察通り沿道のまちづくりが発端となっていることから、連携を図っています。
<ul style="list-style-type: none"> 区道558号の将来イメージは何年先をイメージしたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 大手町からの人道橋架橋の計画と関係があるため、道路部分について、最低5年はかかる見込みです。道路部分と接続する民有地については、個別の建替えによって変わっていくことから、更に期間がかかります。
<ul style="list-style-type: none"> 本制度を活用すると、建替えが進むように感じられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も地区計画と一体の緩やかな機能更新によって、まちの魅力向上に努めます。

（3）計画策定手続きに関すること

意見概要	対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 説明会から決定までの期間が短すぎる。本説明会の質疑応答は公表されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本制度は緩和の仕組みを活用可能とする制度であるため、義務強化のものではないことから、現状想定しているスケジュールで進めます。質疑の内容は公表することを想定しています。
<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施予定はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本説明会の周知と合わせて、地権者への全体周知を行っており、計画対象範囲も限られていることから、パブリックコメントは実施しません。
<ul style="list-style-type: none"> 実施しない場合は、説明会の意見及び区の考え方について、公表が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の意見及び区の考え方については、公表することを想定しています。
<ul style="list-style-type: none"> 需要と供給の状況について、定量的なデータを確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本説明会の資料と合わせて、調査結果に基づく定量的なデータを公開します。→別添「配置計画算定資料」をご参照ください。